

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成25年3月25日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第7号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴う関係規則の整理に関する規則

(社会福祉法人の助成に関する条例施行規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- (1) 社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和41年佐賀県規則第39号)第5条第1項第3号イ(イ)
- (2) 佐賀県立九千部学園管理規則(昭和55年佐賀県規則第29号)第10条
- (3) 佐賀県総合福祉センター管理規則(昭和58年佐賀県規則第1号)第4条第1項の地域生活リハビリ課の分掌事務の第1号
- (4) 佐賀県療育支援センター管理規則(平成21年佐賀県規則第13号)第10条第1項
- (5) 佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則(平成23年佐賀県規則第3号)第7条

(佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部改正)

第2条 佐賀県精神保健福祉センター管理規則(昭和58年佐賀県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(所長の専決事項) 第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(16) 略 (17) <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)第54条の規定による支給認定(<u>障害者自立支援法施行令</u> (平成18年政令第10号)第1条第3号に規定する精神通院医療(以下この号及び次号において「精神通院医療」という。))に係るものに限る。)及び自立支援医療受給者証の交付(精神通院医療に係るものに限る。)に関すること。	(所長の専決事項) 第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。 (1)～(16) 略 (17) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)第54条の規定による支給認定(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> (平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療(以下この号及び次号において「精神通院医療」という。))に係るものに限る。)及び自立支援医療受給者証の交付

<p>(18) <u>障害者自立支援法第57条の規定による支給認定の取消し</u> (精神通院医療に係るものに限る。) に関すること。</p> <p>(19) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(精神通院医療に係るものに限る。) に関すること。</p> <p>(18) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条の規定による支給認定の取消し</u> (精神通院医療に係るものに限る。) に関すること。</p> <p>(19) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(児童福祉法等施行細則の一部改正)

第3条 児童福祉法等施行細則(平成10年佐賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第13号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第4条 障害者自立支援法施行細則(平成18年佐賀県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>障害者自立支援法施行細則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行については、<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成18年政令第10号。以下「令」という。)及び<u>障害者自立支援法施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)の支給認定の申請)</p> <p>第2条 施行規則第35条第1項の規定による自立支援医療費(育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。)の支給認定の申請書は、<u>様式第1号その1及び様式第1号その2</u>によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の施行については、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成18年政令第10号。以下「令」という。)及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定の申請)</p> <p>第2条 施行規則第35条第1項の規定による自立支援医療費(精神通院医療に係るものに限る。)の支給認定の申請書は、<u>様式第1号</u>によるものとする。</p>

様式第1号その1を削り、様式第1号その2を様式第1号とする。

様式第2号その1から様式第7号その2までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

様式第8号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

様式第9号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。